官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働二二五）　一
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同二二六）　二
○令和八年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（農林水産一二〇四）　二
〔その他告示〕
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一二〇五）　三
○肥料を登録した件（同一二〇六、一二〇七）　四
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一二〇八）　五
○道路に関する件（関東地方整備局一七八）　八
○道路に関する件（中部地方整備局七七）　八
○道路に関する件（北海道開発局六九）　八
〔人事異動〕
内閣　法務省　公安調査庁　八
〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他

法規的告示

○厚生労働省告示第二百二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～1215　（略） 1216　腎神経焼灼（しゃく）術用カテーテル 別表第２ １～2043　（略） 2044　単回使用電極コーティング材	別表第１ １～1215　（略） （新設） 別表第２ １～2043　（略） （新設）

○厚生労働省告示第二百二十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214―1215及び1216に掲げる高度管理医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214―1215及び1216に掲げる高度管理医療機器

○農林水産省告示第千二百四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和八年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

令和七年八月十四日　農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○農林水産省告示第千二百五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年八月十四日　農林水産大臣　小泉進次郎

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Abelia R. Br.	TKSMAB001	株式会社プラントネットワーク 奈良県葛城市木戸196番地５	第38019号 令和７年５月２日
Chrysanthemum L.	TKH27 61-1	沖縄県花卉園芸農業協同組合 沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番１号	第37875号 令和７年２月10日
〃	DLFCIPR11	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第38040号 令和７年５月20日
〃	DLFCIPR2	〃	第38041号 令和７年５月20日
〃	DLFLARS3	〃	第38042号 令和７年５月20日
Cymbidium Sw.	カラフルコットン	株式会社河野メリクロン 徳島県美馬市脇町大字北庄562番地の１	第38043号 令和７年５月20日
Fagopyrum esculentum Moench	FE2 iAE P2S1L	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38022号 令和７年５月７日
〃	FE3 iAM P2S1L	〃	第38023号 令和７年５月７日
Fragaria L.	福岡S10号	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園７番７号	第38018号 令和７年５月１日
Glycine max (L.) Merr.	きらゆたか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37916号 令和７年３月６日
Hordeum vulgare L.	新田二条27号	サッポロビール株式会社 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番１号	第37915号 令和７年３月５日
Hydrangea L.	JPD01	Jean-Paul Davasse 17, Rue Constant Lemoine, Angers, France	第37853号 令和７年１月27日
〃	HIICE	HI Breeding B.V. Hooflaan 17, 2678KM De Lier, The Netherlands	第38008号 令和７年５月１日
〃	HICANA14	〃	第38009号 令和７年５月１日
Lentinula edodes (Berk.) Pegler	森Jh8号	森産業株式会社 群馬県桐生市西久方町一丁目２番23号	第38020号 令和７年５月７日
Malus Mill.	PE	Fruit Varieties International Pty Ltd 11 Twin Rivers Lane, Grove, TAS 7109, Australia	第37987号 令和７年４月22日
Matthiola incana (L.) R. Br.	KSST-EB	黒川幹 千葉県館山市館山981番地の１	第38039号 令和７年５月20日
Oryza sativa L.	亜細亜のつき	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 茨城県つくば市大わし１番地１	第38024号 令和７年５月９日

Triticum aestivum L.	ゆめほわいと	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37986号 令和７年４月21日
〃	きたのやわら	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 株式会社ニップン 東京都千代田区麹町四丁目８番地	第37989号 令和７年４月24日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Abelia R. Br.	TKSMAB001	株式会社プラントネットワーク 奈良県葛城市木戸196番地５	第38019号 令和７年５月２日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Fagopyrum esculentum Moench	FE2 iAE P2S1L	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38022号 令和７年５月７日	〃	〃
〃	FE3 iAM P2S1L	〃	第38023号 令和７年５月７日	〃	〃
Fragaria L.	福岡S10号	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園７番７号	第38018号 令和７年５月１日	〃	〃
Glycine max (L.) Merr.	きらゆたか	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37916号 令和７年３月６日	〃	〃
Lentinula edodes (Berk.) Pegler	森Jh8号	森産業株式会社 群馬県桐生市西久方町一丁目２番23号	第38020号 令和７年５月７日	〃	〃
Matthiola incana (L.) R. Br.	KSST-EB	黒川幹 千葉県館山市館山981番地の１	第38039号 令和７年５月20日	〃	〃
Oryza sativa L.	亜細亜のつき	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 茨城県つくば市大わし１番地１	第38024号 令和７年５月９日	〃	〃
Triticum aestivum L.	ゆめほわいと	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37986号 令和７年４月21日	〃	〃
〃	きたのやわら	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 株式会社ニップン 東京都千代田区麹町四丁目８番地	第37989号 令和７年４月24日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Fragaria L.	福岡（ふくおか）S10号（ごう）	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園７番７号	第38018号 令和７年５月１日	福岡県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○農林水産省告示第千二百六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年六月二十五日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年八月十四日　　農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109549号	汚泥肥料	だから山鹿の肥料	山鹿市	熊本県山鹿市山鹿987番地３
生第109561号	汚泥肥料	下水汚泥コンポスト	公益財団法人岡山県環境保全事業団	岡山県岡山市南区内尾665番地の１
生第109565号	化成肥料	くみあいマンガンホウ素尿素有機入り化成R280号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
外第109562号	被覆複合肥料	Osmocote Exact Standard 12―14M	Everris International B.V.	オランダ王国ヘールレン Nijverheidsweg 1―5, 6422PD
			ICL JAPAN株式会社（国内管理人）	東京都文京区後楽二丁目２番22号
外第109563号	配合肥料	Agroblen 8―9M 8666	Everris International B.V.	オランダ王国ヘールレン Nijverheidsweg 1―5, 6422PD
			ICL JAPAN株式会社（国内管理人）	東京都文京区後楽二丁目２番22号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109531号	液状肥料	AS―LR253	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第109533号	配合肥料	トマトワンランクアップ	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第109539号	家庭園芸用複合肥料	エード19号	住友化学園芸株式会社	東京都中央区日本橋小網町１番８号
生第109570号	液状肥料	水でうすめる添加液肥	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第109577号	成形複合肥料	くみあい粒状固形肥料S811	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第109578号	液体けい酸加里肥料	元気サプリケイ酸加里	渡辺パイプ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目３番２号
生第109580号	化成肥料	苦土ほう素尿素入り化成肥料B985	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
輸第109532号	塩化加里	58. 0塩化加里	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第109540号	化成肥料	セイワ40―５	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第109564号	化成肥料	S化成肥料NN555号	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号
輸第109569号	化成肥料	新園芸化成877号	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町太牟田1957番地
輸第109579号	液状肥料	NM有機入り液肥677	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109581号	尿素	尿素１号	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第109582号	化成肥料	腐植酸入り化成肥料749	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第109583号	副産肥料	副産肥料AP704	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千二百七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和七年七月十日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年八月十四日　　農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109551号	家庭園芸用複合肥料	クサピースシャワープラス	保土谷アグロテック株式会社	東京都港区東新橋一丁目９番２号
生第109566号	家庭園芸用複合肥料	シバキープシャワープラス	レインボー薬品株式会社	東京都台東区上野一丁目19番10号
生第109571号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料255特号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第109584号	副産肥料	水溶性けい酸プラントシリカ	DRISE合同会社	愛知県西尾市中畑二丁目69番地３

生第109588号	混合りん酸肥料	粒状シリカゲル入りけい酸りん肥A号	株式会社寺畑商店	富山県氷見市宮田280番地92
輸第109597号	化成肥料	NK40―０―４	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第109598号	化成肥料	NK39―０―４	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109572号	化成肥料	くみあい苦土入り化成1810号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第109576号	塩化加里	粒状塩化加里59	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
輸第109567号	硝酸石灰	粒状　硝酸石灰	株式会社ホーグス	東京都渋谷区桜丘町22番14号
輸第109573号	硫酸苦土肥料	25.0硫酸苦土肥料	東和株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬２―６―１ワールドビジネスガーデンマリブウエスト２階
輸第109575号	硫酸加里	硫酸カリT	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第109585号	副産動植物質肥料	AccuTide	昭和興産株式会社	東京都港区赤坂六丁目13番18号
輸第109589号	化成肥料	燐安27号	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目１番３号
輸第109592号	硫酸苦土肥料	23.0天然硫酸苦土肥料	東和株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬２―６―１ワールドビジネスガーデンマリブウエスト２階
輸第109595号	液状肥料	SR１号	株式会社泰安物産	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目22番６号
輸第109599号	配合肥料	DPC20―40―０	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第109600号	配合肥料	PCD42―４―０	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第109601号	化成肥料	燐安25号	三菱商事アグリサービス株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
輸第109602号	化成肥料	UF尿素有機入り化成肥料777―２	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千二百八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）ごとにこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　くろまぐろ（小型魚）	第一　くろまぐろ（小型魚）
一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）	一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）
4,398.5トン	4,398.5トン
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	346.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	346.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8

新潟県	127.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	21.1
佐賀県	19.9
長崎県	950.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	53.6
沖縄県	0.1

新潟県	127.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	21.1
佐賀県	19.9
長崎県	950.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	53.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

9,877.9トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	547.9
青森県	784.2
岩手県	97.2
宮城県	81.8
秋田県	60.6

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

9,877.9トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	547.9
青森県	784.2
岩手県	97.2
宮城県	81.8
秋田県	60.6

山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	159.6
富山県	35.8
石川県	65.6
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	50.5
佐賀県	21.8

山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	159.6
富山県	35.8
石川県	65.6
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	50.5
佐賀県	21.8

長崎県	366.6
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,880.6
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0

長崎県	366.6
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,818.9
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,088.9
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0

○関東地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	1.141.1
十七号	前橋市上細井町二四八一番から同市川端町一四〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所	1.141.1

供用開始の期日　令和七年八月十四日

○中部地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十四日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野県木曽郡木祖村大字菅六四四番三八から同郡木祖村大字藪原一四六番一まで	前	ＢＡ 一二・九四～一三・七六	一〇一・〇六メートル～七三・五六	
	後	ＢＡ 一二・九四～一三・七六	一〇一・〇六メートル～七三・五六	一・八八七キロメートル　二・〇四一　上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○北海道開発局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十四日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道足寄郡陸別町字陸別原野分線五番三地内	前	一六・二九～二〇・二九メートル	一六・二九メートル～二〇・〇〇四キロメートル	
	後	一六・二九～二〇・二九メートル	一六・二九メートル～二〇・〇〇四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

人事異動

内閣

国務大臣　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる（八月五日）

○農林水産大臣臨時代理

国務大臣　浅尾慶一郎

農林水産大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　武藤　容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる（以上八月九日）

国務大臣　村上誠一郎

デジタル大臣平将明海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる

同　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣平将明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（規制改革及びサイバー安全保障）事務代理を命ずる（以上八月十日）

国務大臣　阿部　俊子（あべ　俊子）

内閣府特命担当大臣中根順子（三原じゅん子）海外出張不在中内閣府特命担当大臣（こども政策少子化対策　若者活躍　男女共同参画及び共生・共助）事務代理を命ずる

○農林水産大臣臨時代理解職

同　浅尾慶一郎

農林水産大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上八月十一日）

（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））内閣事務官　柳生　正毅

総務省に出向させる（八月十一日）

（警察庁警察大学校附属警察情報通信学校特別教養部長）警察庁技官（総務省行政管理局付）総務事務官　西水　徹

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に転任させる（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））内閣事務官　臼井　伸幸

警察庁に出向させる（八月十二日）

法務省

（在ドイツ日本国大使館一等書記官）外務事務官　谷口　純一

検事二級（前橋地方検察庁検事）に転任させる（福岡地方検察庁小倉支部検事）

検事　多田　浩輔

神戸地方検察庁検事に配置換する（以上八月十二日）

公安調査庁

（公安調査庁調査第一部長）法務事務官　友井　昌宏

警察庁に出向させる（警視庁警備部長）警視監　聖成　竜太

法務事務官（公安調査庁調査第一部長）に転任させる（以上八月八日）

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人池田光宏は願により公証人を免ぜられた。

髙宮健二は公証人に任命され、東京法務局所属公証人池田光宏の後任を命ぜられた。

横浜地方法務局所属公証人谷山哲也は願により公証人を免ぜられた。（以上七月三十一日）

森田邦郎は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属元公証人米重哲男の後任を命ぜられた。

千葉地方法務局所属公証人野村高弘は願により公証人を免ぜられた。

松谷佳樹は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人野村高弘の後任を命ぜられた。

石川さおりは公証人に任命され、横浜地方法務局所属元公証人山本幸博の後任を命ぜられた。

内田耕平は公証人に任命され、大阪法務局所属元公証人田中慎治の後任を命ぜられた。

橋本都月は公証人に任命され、京都地方法務局所属元公証人齋木稔久の後任を命ぜられた。（以上八月一日）

横浜地方法務局所属公証人杉垣公基は願により公証人を免ぜられた。

秋元豊は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人杉垣公基の後任を命ぜられた。（以上八月四日）（法務省）

公　告

諸　事　項

工場財団

栃木県真岡市鬼怒ケ丘一丁目12番１**株式会社コベルコパワー真岡**の栃木県真岡市鬼怒ケ丘一丁目12番１株式会社コベルコパワー真岡真岡発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年８月14日

宇都宮地方法務局真岡支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年８月14日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　処分をした年月日　令和７年７月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アルカスコーポレーション株式会社　岩崎　弥一　富山県南砺市長源寺89

国土交通大臣許可（般－３）第48号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年７月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３００４号
群馬県前橋市南町１丁目４番７号
清算株式会社　株式会社Ｎ企画
代表清算人　貫井　哲夫
１　決定年月日　令和７年７月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２０５７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号　新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社クイナ
代表清算人　吉田　三男
１　決定年月日　令和７年７月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００１号
神奈川県秦野市上大槻字下モ田388番地
清算株式会社　株式会社荒井ベジアス
代表清算人　西田　敦成
１　決定年月日　令和７年７月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（ヒ）第３０２５号
大阪市中央区北浜２丁目３番９号
清算株式会社　株式会社Ｋ
代表清算人　片岡　　牧
１　決定年月日　令和７年７月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３００１号
群馬県伊勢崎市三和町2718番地３
清算株式会社　株式会社ＰＱＲ
１　決定年月日　令和７年７月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

令和６年（ヒ）第２０８３号
東京都港区芝４丁目16番２―3301号
清算株式会社　株式会社アシスト
１　決定年月日　令和７年７月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０１２号
東京都杉並区成田東５丁目17番15―702号
清算株式会社　とだや本舗株式会社
１　決定年月日　令和７年７月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月三十日
掲載頁　一〇一頁（号外第一七四号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月三十日
掲載頁　一〇一頁（号外第一七四号）

令和七年八月十四日
山形県山形市長町二丁目三番一七号
（甲）株式会社金内勝彦設計工房
代表取締役　金内　勝彦
山形県山形市長町二丁目三番一七号
（乙）株式会社ＮＳ東北
代表取締役　金内　勝彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は、この効力発生日にあわせ、その商号を「ユナイテッドエンジニアリング株式会社」に変更する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和六年十月三日
掲載頁　七十三頁（号外第二三二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　七十九頁（号外第一六〇号）

令和七年八月十四日
東京都港区芝一丁目四番七号
（甲）株式会社ライクス
代表取締役　山口　裕介
東京都墨田区堤通一丁目一九番九号
（乙）株式会社キャプティエンジニアリング
代表取締役　髙尾　計児

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門一丁目一六番六号虎ノ門ＲＡＰＯ－ＴＯビルＵＣＦ七〇三
（甲）合同会社だいき
代表社員　松本　成美
東京都中央区銀座六丁目一三番一六号銀座Ｗａｌｌビル５ＵＣＦ五階
（乙）合同会社ひろ
代表社員　松本　成美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年九月十二日
掲載頁　三十二頁（号外第二一三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年九月十二日
掲載頁　三十三頁（号外第二一三号）

令和七年八月十四日
東京都港区麻布台一丁目一一番一〇号
（甲）株式会社オレンジ・アンド・パートナーズ
代表取締役　小山　薫堂
東京都港区麻布台一丁目一一番一〇号
（乙）株式会社オレンジ
代表取締役　小山　薫堂

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＴＡＤＡＮＥＳＴ（住所大阪市阿倍野区松崎町四丁目二番四号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年八月二十五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十四日
大阪市阿倍野区松崎町四丁目二番四号
タダック大阪有限会社
代表取締役　多田那芳美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二Ｆ
ネクストプラン合同会社
代表社員　大嶋　隆也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
東京都港区南麻布五丁目四番一号オパス有栖川テラス六〇五
合同会社Ｎ７３
代表社員　中川　有司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
大阪市浪速区下寺二―四―一二
合同会社ケイ・メイト
代表社員　甲斐　敦子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｌ．Ｐとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日
兵庫県西宮市甲子園五番町一一番二二号
合同会社ブルーフ
代表社員　植前多佳子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十四日
福島県郡山市堂前町二一番二号
合同会社伊藤綜合事務所
代表社員　伊藤　栄紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年二月十三日
掲載頁　八十七頁（号外第二十九号）

令和七年八月十四日
東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号
株式会社アルファコード
代表取締役　小野　佳克

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千百十八万三百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　三一三頁（号外第一六八号）

令和七年八月十四日
東京都港区北青山二丁目一二番一六号
リーテイルブランディング株式会社
代表取締役　秋元　之浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千七百四十九万九千七百五十円減少し五千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年七月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二二〇頁（号外第一六九号）

令和七年八月十四日

東京都港区台場二丁目三番一号

株式会社リトプラ

代表取締役　後藤　貴史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十億円減少しその全額を資本準備金とし、一億円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年九月十六日であり、株主総会の決議は、令和七年七月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月十四日

掲載頁　六十三頁（号外第三十号）

令和七年八月十四日

東京都中央区日本橋大伝馬町七番三号

渋谷一丁目開発株式会社

代表取締役　浅川　貴史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十四日

神奈川県三浦市南下浦町上宮田五一九番地

有限会社西崎商店

代表取締役　西崎　則雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月十四日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満四二一番地三プロヴァンス木戸浦Ｅ号室

有限会社リガリス

取締役　吉富太可士

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六三〇〇万七五〇〇円、資本準備金の額を一〇〇万三八〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.brycen.co.jp/

令和七年八月十四日

東京都中央区明石町八番一号

株式会社ブライセン

代表取締役　藤木　優

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月十四日

名古屋市中村区烏森町三丁目二二番地

ダイニチ工機株式会社

代表取締役　三島　健嗣

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岡田味佳が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月十四日

東京都品川区南大井二丁目一二番五―七一七号

Ｆｒｕｉｔｍａｃｈｉｎｅ

日本における代表者　岡田　味佳

取得条項付新株予約権の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権

第五回新株予約権の全部（六千六百六十六個）、第九回新株予約権の全部（一万個）、第十一回新株予約権の全部（千百二十五個）、第十四回新株予約権の全部（七百五十個）、第十七回新株予約権の全部（二千六百六十六個）

二、取得の日　令和七年八月二十九日

令和七年八月十四日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

株式会社Ｏｒｂ

代表取締役　岡部　正寛

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0093/index.html

令和七年八月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｃｅｓａｒ

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十五億四千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月八日

掲載頁　五十九頁（号外第二三五号）

令和七年八月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｂａｓｅｌ

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月三日

掲載頁　七十一頁（号外第七十六号）

令和七年八月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｂｒｙａｎ

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十五億五千三百九万三千四百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001050/c37g/

令和七年八月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ２特定目的会社

取締役　吉岡　淳

訂正公告

令和七年七月二十五日（号外第一七〇号）掲載の吸収分割公告及び決算公告（枠組）中、乙の「代表取締役　谷　美智子」とあるは「代表取締役　谷　信幸」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月十四日

大阪市北区西天満四丁目一一番二三号

（甲）株式会社ＩＳＥＩＫＡＩ

代表取締役　谷　信幸

大阪市北区西天満四丁目一一番二三号

（乙）インテリジェントヘルスケア株式会社

代表取締役　谷　信幸